

知多市長記者会見次第

日 時 令和2年8月21日(金)

午前10時

場 所 協議会室

市長あいさつ

1 知多市議会9月定例会提出議案等について

- (1) 知多市議会9月定例会提出議案の概要……………【資料1-1】
- (2) 赤ちゃんが生まれた世帯の子育てを支援します……………【資料1-2】
- (3) 接骨院・鍼灸院・マッサージ施術院での感染拡大防止を支援します……………【資料1-3】
- (4) 感染拡大防止を実践する事業者を支援します……………【資料1-4】
- (5) 新しい生活様式に沿った「佐布里池梅まつり」を開催します……………【資料1-5】
- (6) 知多市議会9月定例会の日程……………【資料1-6】

2 案内

- (1) 100歳以上の長寿の方をお祝いします……………【資料2】
- (2) プレミアム付食事券を再販売します……………【資料3】
- (3) 知多市歴史民俗博物館 収蔵品展「郷土の南画家 久野柳荘」……………【資料4】

※ 次回記者会見の開催予定日時 10月7日(水) 午前10時から

知多市議会 9 月定例会提出議案の概要

提出件数:議案12件、報告3件、認定6件

議案番号	議 案 名	概 要 説 明
4 1	知多市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について	地方自治法の改正に伴い、市長等の損害賠償責任の一部免責について規定するものです。
4 2	知多市空家等の適正管理に関する条例の制定について	空家等の適正管理に関し、必要な事項を定め、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るものです。
4 3	知多市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	新型コロナウイルス感染症対策として緊急に行われた措置に係る防疫手当を支給するものです。
4 4	知多市使用料及び手数料条例の一部改正について	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人番号通知カードの規定を削除するものです。
4 5	知多市自転車駐車場の設置及び管理に関する条例の一部改正について	朝倉駅周辺整備事業に伴い、朝倉駅前自転車駐車場の名称を整理するものです。
4 6	財産の取得について	<p>国のG I G Aスクール構想の加速により、子どもたちの学びを保障できる環境を早急に実現するため、教育用端末を購入する売買契約を締結するものです。</p> <p>契 約 数 量 7, 5 4 0 台</p> <p>契 約 の 方 法 1 社による随意契約</p> <p>契 約 金 額 4 0 9, 7 3 2, 2 4 6 円</p> <p>契 約 の 相 手 方 名古屋市中区丸の内三丁目 1 8 番 2 8 号 教育産業株式会社 代表取締役 今枝伸保</p>
4 7	損害賠償の額の決定及び和解について	<p>子育て総合支援センターで起きた傷害事故について、国家賠償法の規定に基づき相手方の損害を賠償し、民法の規定に基づき和解を締結するものです。</p> <p>損 害 賠 償 の 額 2, 6 5 0, 0 0 0 円</p>
4 8	知多市都市公園条例の一部改正について	自動販売機の設置使用料の額を見直すものです。

議案番号	議 案 名	概 要 説 明																																																															
49	令和2年度知多市一般会計補正予算(第7号)	<p>17,760千円の増額補正で、歳入歳出予算の総額を38,010,129千円とするものです。</p> <p><主な歳入></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">地方交付税</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">△44,270千円</td> <td style="width: 50%;">総務費国庫補助金</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">4,554千円</td> </tr> <tr> <td>土木費国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">△24,043千円</td> <td>教育費国庫補助金</td> <td style="text-align: right;">8,577千円</td> </tr> <tr> <td><u>商工費国庫委託金</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20,000千円</u></td> <td>衛生費県補助金</td> <td style="text-align: right;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td>教育費県補助金</td> <td style="text-align: right;">1,428千円</td> <td>財政調整基金繰入金</td> <td style="text-align: right;">△92,680千円</td> </tr> <tr> <td>繰越金</td> <td style="text-align: right;">163,256千円</td> <td>雑入</td> <td style="text-align: right;">9,705千円</td> </tr> <tr> <td>土木債</td> <td style="text-align: right;">44,400千円</td> <td>臨時財政対策債</td> <td style="text-align: right;">△75,000千円</td> </tr> </table> <p><主な歳出></p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">議会費</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">△8,539千円</td> <td style="width: 50%;">庁舎管理費</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">3,793千円</td> </tr> <tr> <td>まちづくりセンター費</td> <td style="text-align: right;">5,982千円</td> <td>戸籍住民基本台帳費</td> <td style="text-align: right;">4,554千円</td> </tr> <tr> <td><u>児童福祉総務費</u></td> <td style="text-align: right;"><u>60,285千円</u></td> <td>国民健康保険費</td> <td style="text-align: right;">△81,414千円</td> </tr> <tr> <td><u>予防費</u></td> <td style="text-align: right;"><u>4,000千円</u></td> <td>休日診療所費</td> <td style="text-align: right;">1,000千円</td> </tr> <tr> <td>上水道費</td> <td style="text-align: right;">26,000千円</td> <td><u>商工振興費</u></td> <td style="text-align: right;"><u>50,000千円</u></td> </tr> <tr> <td><u>観光費</u></td> <td style="text-align: right;"><u>20,000千円</u></td> <td>道路橋りょう維持費</td> <td style="text-align: right;">△25,000千円</td> </tr> <tr> <td>道路橋りょう新設改良費</td> <td style="text-align: right;">25,000千円</td> <td>常備消防費</td> <td style="text-align: right;">5,229千円</td> </tr> <tr> <td>学校管理費(小学校)</td> <td style="text-align: right;">△66,892千円</td> <td>学校管理費(中学校)</td> <td style="text-align: right;">△11,813千円</td> </tr> <tr> <td>学校給食費</td> <td style="text-align: right;">4,139千円</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				地方交付税	△44,270千円	総務費国庫補助金	4,554千円	土木費国庫補助金	△24,043千円	教育費国庫補助金	8,577千円	<u>商工費国庫委託金</u>	<u>20,000千円</u>	衛生費県補助金	1,000千円	教育費県補助金	1,428千円	財政調整基金繰入金	△92,680千円	繰越金	163,256千円	雑入	9,705千円	土木債	44,400千円	臨時財政対策債	△75,000千円	議会費	△8,539千円	庁舎管理費	3,793千円	まちづくりセンター費	5,982千円	戸籍住民基本台帳費	4,554千円	<u>児童福祉総務費</u>	<u>60,285千円</u>	国民健康保険費	△81,414千円	<u>予防費</u>	<u>4,000千円</u>	休日診療所費	1,000千円	上水道費	26,000千円	<u>商工振興費</u>	<u>50,000千円</u>	<u>観光費</u>	<u>20,000千円</u>	道路橋りょう維持費	△25,000千円	道路橋りょう新設改良費	25,000千円	常備消防費	5,229千円	学校管理費(小学校)	△66,892千円	学校管理費(中学校)	△11,813千円	学校給食費	4,139千円		
地方交付税	△44,270千円	総務費国庫補助金	4,554千円																																																														
土木費国庫補助金	△24,043千円	教育費国庫補助金	8,577千円																																																														
<u>商工費国庫委託金</u>	<u>20,000千円</u>	衛生費県補助金	1,000千円																																																														
教育費県補助金	1,428千円	財政調整基金繰入金	△92,680千円																																																														
繰越金	163,256千円	雑入	9,705千円																																																														
土木債	44,400千円	臨時財政対策債	△75,000千円																																																														
議会費	△8,539千円	庁舎管理費	3,793千円																																																														
まちづくりセンター費	5,982千円	戸籍住民基本台帳費	4,554千円																																																														
<u>児童福祉総務費</u>	<u>60,285千円</u>	国民健康保険費	△81,414千円																																																														
<u>予防費</u>	<u>4,000千円</u>	休日診療所費	1,000千円																																																														
上水道費	26,000千円	<u>商工振興費</u>	<u>50,000千円</u>																																																														
<u>観光費</u>	<u>20,000千円</u>	道路橋りょう維持費	△25,000千円																																																														
道路橋りょう新設改良費	25,000千円	常備消防費	5,229千円																																																														
学校管理費(小学校)	△66,892千円	学校管理費(中学校)	△11,813千円																																																														
学校給食費	4,139千円																																																																

認定番号	認定名	概要説明												
認定 6	令和元年度知多市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	<p>未処分利益剰余金207,396,655円のうち142,692,305円を減債積立金に、64,704,350円を建設改良積立金に、それぞれ積み立てるとともに、令和元年度知多市下水道事業会計の決算を次のとおり行うものです。</p> <p>(1) 収益的収入及び支出</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">収入</td> <td style="padding-right: 10px;">下水道事業収益</td> <td style="text-align: right;">1,945,777,746円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">支出</td> <td style="padding-right: 10px;">下水道事業費用</td> <td style="text-align: right;">1,705,500,726円</td> </tr> </table> <p>(2) 資本的収入及び支出</p> <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">収入</td> <td style="padding-right: 10px;">資本的収入</td> <td style="text-align: right;">1,310,271,140円</td> </tr> <tr> <td style="padding-right: 10px;">支出</td> <td style="padding-right: 10px;">資本的支出</td> <td style="text-align: right;">1,524,913,451円</td> </tr> </table> <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額214,642,311円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32,880,365円並びに過年度分損益勘定留保資金181,761,946円で補填するものです。</p>	収入	下水道事業収益	1,945,777,746円	支出	下水道事業費用	1,705,500,726円	収入	資本的収入	1,310,271,140円	支出	資本的支出	1,524,913,451円
収入	下水道事業収益	1,945,777,746円												
支出	下水道事業費用	1,705,500,726円												
収入	資本的収入	1,310,271,140円												
支出	資本的支出	1,524,913,451円												

赤ちゃんが生まれた世帯の子育てを支援します

新型コロナウイルス感染症の収束の兆しがみえない中で、不安な妊娠期を過ごし、出産をした親の子育てを支援するため、令和2年4月28日以降に生まれた新生児1人につき10万円を給付します。

1 給付対象

令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれた子どもの母に給付します。

2 給付額

新生児1人につき10万円

3 申請・給付方法

受給権者に申請書を郵送し、必要事項を記入のうえ申請してもらいます。
申請をもとに、後日指定の口座に振り込みます。

4 スケジュール（予定）

10月中旬 申請書郵送・申請受付
令和3年4月末日 申請期限

5 事業費

新生児臨時特別給付金 60,000千円（600人を想定）

その他消耗品費ほか 285千円

※財源は、全て一般財源



接骨院・鍼灸院・マッサージ施術院での感染拡大防止を支援します

接骨院、鍼灸院、マッサージ施術院において、院内の感染拡大を防ぎながら、地域で求められる施術サービスを提供できるよう、新型コロナウイルス感染拡大防止などに要した経費を助成します。

1 対象施設

接骨院、鍼灸院及びマッサージ施術院 ※いずれも申請時において開院している保険適用の施術を行う機関に限る

2 対象経費

感染拡大防止対策や施術体制確保等に要する経費（人件費は除く）

※上限額10万円

（取組の例）

- ・ 共通して触れる部分の定期的な清拭・消毒等の環境整備
- ・ 待合室の混雑を生じさせないよう、予約の拡大や整理券の配布等を行い、患者に適切な施術の受け方を周知し、協力を求める
- ・ 感染防止のための個人防護具等の確保

3 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象

4 事業費

接骨院・鍼灸院・マッサージ施術院感染拡大防止事業費補助金

4,000千円

※財源は、全て一般財源



感染拡大防止を実践する事業者を支援します

新型コロナウイルス感染拡大防止に必要となる設備の購入や、改修を実施した事業者を支援することで、「新しい生活様式」の実践を促します。

1 補助対象

小規模企業者で市内の事業所に設置する設備

※「安全・安心宣言施設」（愛知県）の届け出を行った事業者

2 対象経費

感染拡大防止に必要となる設備の導入などに係る経費

（経費に係る消費税及び地方消費税額は補助対象経費から除く）

（対象経費）

- ① 感染防止対策に必要な換気のための空調設備費等の経費
- ② 非接触型の自動ドア及び給排水設備の導入費
- ③ 対面式の営業を行う際の遮蔽用衝立、カーテン等の購入費
- ④ 来客者の体温を測定するサーモカメラの購入費
- ⑤ 非接触型検温器具等の購入費 その他、定める経費など

3 補助率

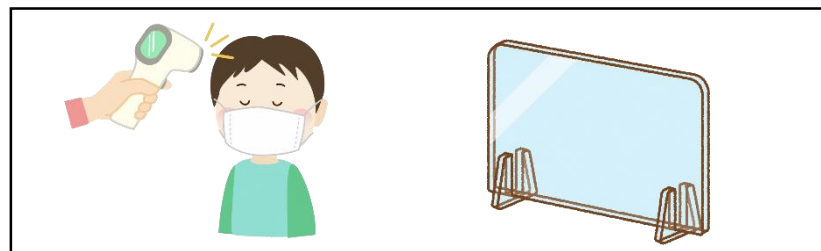
対象事業費の3/4（限度額100万円） ※千円未満は切り捨て

4 事業費

感染症対策設備導入支援事業補助金 50,000千円

※財源は、全て一般財源

「新しい生活様式」を事業所で推進



【補助対象】

空調設備、非接触型検温器具や衝立等の導入経費

新しい生活様式に沿った「佐布里池梅まつり」を開催します

県内一の本数を誇る「佐布里池梅まつり」のイベントのあり方を、「新しい生活様式」に沿ったものとし、アフターコロナにおいても国内外の来訪者が満足し、地域がしっかりと稼ぐことができる観光地域づくりを実践します。

1 基本方針

観光協会、商工会等と連携し、地域の観光資源のPRや新たな観光資源の発掘に努め、観光振興を図ります。

2 事業内容

毎年2月から3月にかけて開催する「佐布里池梅まつり」において、3密（密閉・密集・密接）を回避し、「新しい生活様式」を意識した次のような取組を実践します。

(1) 観光イベントの実施

ライトアップ、レンタサイクル、新たな観光コンテンツの造成など

(2) 情報発信・プロモーション

ケーブルテレビプロモーション、地域フリーペーパー掲載など

(3) 感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策全般、イベントガイドラインの作成など



▲ 昨年度の佐布里池梅まつりの様子

3 期待する効果

- ・ ナイトコンテンツとして梅などのライトアップをすることで、夜間の経済活動の活発化を期待
- ・ レンタサイクル、周遊マップにより、これまで交通不便な場所に位置していた飲食店等への経済効果を期待
- ・ イベントや観光施設、飲食店等で感染症対策を推進することで、ウィズコロナ、アフターコロナでも選ばれる地域となり、地域力の向上につながることを期待

4 事業費

誘客多角化等のための魅力的な滞在コンテンツ造成 20,000千円 ※全額国庫委託金にて実施予定

知多市議会9月定例会の日程

(9月2日～25日 24日間)

- 9月 2日(水) 本会議第1日(議案上程)
- 9月 3日(木) 本会議第2日(一般質問)
- 9月 4日(金) 本会議第3日(一般質問)
- 9月 7日(月) 本会議第4日(議案審議、決算認定議案上程、委員会付託)
- 9月 8日(火) 福祉文教委員会
- 9月 9日(水) 建設経済委員会
- 9月10日(木) 総務委員会
- 9月15日(火) 決算審査特別委員会
- 9月16日(水) 決算審査特別委員会
- 9月17日(木) 決算審査特別委員会
- 9月23日(水) 議会運営委員会
- 9月25日(金) 本会議最終日(委員長報告、討論、採決)

※開始時間は、午前9時30分から

100歳以上の長寿の方をお祝いします

概要

数え100歳以上の方を対象者として、市長がお宅を訪問し、長寿をお祝いするとともに、ますますの健康長寿に向けて激励します。

PRポイント

市長の訪問を希望された全てのお宅にお伺いし、長寿のお祝いとともに、敬老金と記念品をお渡しします。



日時 8月29日（土）午前9時から

会場 市内各所

内容 敬老金2万円と記念品（ガーゼケット）を贈呈

対象者 数え100歳以上で激励訪問を受けることを希望された方

今年度の対象者は52人で、訪問予定者は13人（前年度は61人のうち15人訪問）です。

プレミアム付食事券を再販売します

概要

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内の飲食店を応援するために発行した知多市プレミアム付食事券「うっめえ!!ちたしめし応援食事券」を先着順で約5,000冊再販売します。

PRポイント

- 前回の販売は、1人1冊まででしたが、今回の販売では1人2冊まで購入できます。また、市内在住の方以外に市内在勤の方も購入できます。
- 1冊3,000円で5,000円分使えるお得な食事券です(500円券が10枚つづり)
- 市商工会が食事券を購入された方の中から抽選で特産品ギフトをプレゼント



▲食事券の見本品 500円券が10枚つづり

日時 9月5日(土)、9月6日(日)の午前9時30分~午後3時30分

場所 メディアス体育館ちた

販売数 約5,000冊(売り切れ次第終了)

対象者 市内在住、または在勤の15歳以上の方(中学生を除く)

その他 販売会場は、遮蔽用のアクリル板や消毒液を設置するなど、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底します。

知多市歴史民俗博物館 収蔵品展「郷土の南画家 久野柳荘」

概要

郷土の南画家久野柳荘は大正時代から昭和時代にかけてこの地域で制作活動を行いました。山水画や花鳥画などを屏風や掛軸、色紙などに描きました。今回は、当博物館が所蔵する久野柳荘の作品を紹介します。

PRポイント

山水画、花鳥画など風景、植物、動物などを描いた作品を展示します。描かれた題材から日本の四季を感じ取っていただける展覧会になっています。

開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策のため、作品点数や観覧の順序などを考慮しています。



▲《山水図》1939年（昭和14年）

期 間 9月26日（土）～11月8日（日）

会 場 知多市歴史民俗博物館 特別展示室

開館時間 午前9時～午後5時（入館は午後4時30分まで）

観覧料 無料

休館日 月曜日

詳 細 詳しくは、別添チラシをご覧ください。